

年 月 日

（あて先）八戸市保健所長

郵便番号
管理者 住 所
氏 名
電話番号

エックス線装置備付届

エックス線装置を備え付けたので、医療法第 15 条第 3 項及び医療法施行規則第 24 条の 2 の規定により届け出ます。

診療所の 名称等	名称	
	所在地	〒 (電話) (F A X)
備付年月日		年 月 日
連絡先等	名称	
	所在地	〒 (電話) (F A X)
	担当者職氏名	

注意事項

- 1 管理者の氏名は、診療所開設届に記載された管理者氏名を記入すること。
- 2 連絡先等の欄には、本届出に関する照会に対し回答できる診療所の担当者の連絡先を記入すること。
- 3 別紙を添付すること。

エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

エックス線装置の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	透視用エックス線装置	患者への入射線量率が50mGy／分以下になる構造（高線量率透視制御装置の場合は、125mGy／分以下）		有	・	無
		警告装置付き透視時間積算タイマー		有	・	無
		焦点皮膚間距離が30cm以上となる装置又は当該焦点距離間未満で照射することを防止するインターロック（手術中に使用する場合は、20cm未満）		有	・	無
		受像面を超えない照射野絞り装置		有	・	無
		受像器を通過したエックス線は、受像器の接触可能表面から10cmで150 μ Gy／時以下になる構造		有	・	無
		最大受像面3.0cmを超える部分を通過したエックス線は、当該部分の接触可能表面から10cmで150 μ Gy／時以下になる構造		有	・	無
		被照射体周囲の散乱線遮蔽装置		有	・	無
	撮影用エックス線装置	受像面を超えない照射野絞り装置 （口内法撮影用エックス線装置の場合は照射筒の端における照射野の直径が6cm以下、乳房撮影用の場合は患者支持器の縁から5mm以下、かつ、受像面の縁を超える照射野の広がりがある焦点受像器間距離の2％以下）		有	・	無
		定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有	・	無
		定格管電圧70kVを超える口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有	・	無
		歯科用パノラマ断層撮影装置	焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有	・	無
		移動型及び携帯型エックス線装置	焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有	・	無
		CTエックス線装置	焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有	・	無
		乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合のみ）	焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有	・	無
		上記以外のエックス線装置	焦点皮膚間距離が45cm以上になる装置	有	・	無
		移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から2m以上になる操作構造		有	・	無
		移動型及び携帯型エックス線装置の保管状況	保管場所	☐ エックス線診療室内（室名： ） ☐ エックス線診療室外（室名： ）		
			保管場所の施設	有	・	無
			保管管理方法	☐ 装置のキースイッチの管理 ☐ その他（ ）		

エックス線装置の
エックス線障害の防止に関する
構造設備及び予防措置の概要

胸部 エックス線装置 集検用 間接撮	受像面を超えない照射野絞り装置		有	・	無	
	受像器の一次防護遮蔽体は、装置の接触可能表面から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造		有	・	無	
	被照射体周囲の箱状の遮蔽物から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造		有	・	無	
装置 治療用 インターロック	濾過板が引き抜かれたときにエックス線発生を遮断する		有	・	無	
診療室名						
画壁等の材質及び厚さ等	区分		構造		材料	厚さ（mm）
	天井					
	周囲の画壁	東面				
		西面				
		南面				
		北面				
	床					
	監視窓		有（		）	・ 無
画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護装置			有	・	無	
診療室と画壁等で区画された操作室			有	・	無	
エックス線診療室である旨を示す標識			有	・	無	
エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示			有	・	無	
出入口のエックス線装置使用中の表示			有	・	無	
診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用			有（核種、数量：） 無			
使用する場合の防護措置	診療室の壁、床等が突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造		有	・	無	
	使用・保管簿の作成		有	・	無	
	線源の紛失や放置等を確認するための放射線測定器		有（測定器名：） 無			
	放射線管理体制を示す組織図		有	・	無	
	放射線管理責任者の選任		有	・	無	
管理区域	実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置		有	・	無	
	管理区域である旨を示す標識		有	・	無	
	管理区域への立入制限措置		有	・	無	

	居住区域及び敷地境界の実効線量を $250\mu\text{Sv}/3\text{月}$ 以下とする防護措置			有 ・ 無
	入院患者の被ばくする実効線量を $1.3\text{mSv}/3\text{月}$ 以下とする防護措置			有 ・ 無
	放射線診療従事者等の防護装置（放射線防護用具等）			☐ 防護衣（mmPb） ☐ 防護衝立（mmPb） ☐ 防護手袋（mmPb） ☐ その他（ ）
	放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法			☐ OSL線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計（リング型含） ☐ 電子式ポケット線量計 ☐ TLD（リング型含） ☐ その他（ ）
エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴	氏名	職種	籍登録年月日及び登録番号	エックス線診療に関する経歴

注意事項

- 1 エックス線診療に従事する医師等の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。
- 2 エックス線診療室の室名は、医療法に基づいて許可を受けた室名を記載すること。
- 3 隣接室、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診療室の平面図及び断面図を添付すること。（図面は、エックス線装置の位置、装置から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（m）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とする。）
- 4 エックス線診療室と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付すること。（図面は、距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）
- 5 移動型エックス線装置（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量測定結果を添付すること。
- 6 エックス線診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。）
- 7 エックス線診療室で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。